

令和 8 年度水質検査計画



写真：錦多峰取水場

苫小牧市上下水道部

はじめに

苫小牧市は、北に樽前山の山麓が広がり、南は太平洋に面した東西に長い街で、市内には多くの河川が流れ、東にはラムサール条約登録湿地となっているウトナイ湖、西には錦大沼と多くの湖沼群が点在する水に恵まれた街です。

苫小牧市の水道水は、樽前山麓に源を持つ、幌内川、勇払川、錦多峰川の3河川の表流水を原水としていますが、いずれの河川も安定した水量を保つとともに、国による全国河川水質調査においても最高ランクに評価されるなど水質のすばらしさを誇っています。

これら豊かな自然のもと、市内では、蛇口をひねるだけで、いつでも新鮮で清浄、かつ適度なミネラル分を含む水道水を利用することができます。

また、苫小牧のおいしい水「とまチョップ水」は、国際的な評価機関である「モンドセレクション」において連続金賞を受賞しており、品質の高さが証明されています。

この品質が高く、おいしい水道水を次世代に引き継いでいくため、本市では、水源上流のパトロールや、「水を汚染から守る会」による河川流域の清掃活動など、水源の監視と水質保全に日々努めております。

また、市内2か所に設置している自動測定装置により、色、濁り、消毒の残留効果を24時間連続で監視し、水道水の安全性を常に確認しております。

さらに、水道水の安全性を確保するため、水道法に基づく定期的な水質検査に加え、令和8年4月から新たに水質基準が適用される有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）についても検査を実施いたします。

この「水質検査計画」は、令和8年度に実施する具体的な検査項目、検査地点、検査頻度などを示したものです。本計画と水質検査結果の公表を通じて、苫小牧市の水道水が安全で良質であることを、より一層ご理解いただけるように努めてまいります。

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	水道水の状況	2
4	原水および非常用水源の状況	3
5	採水地点	4
6	水質検査の項目および検査頻度	5
7	臨時の水質検査	7
8	水質検査の方法と体制	8
9	水質検査の結果と計画の公表	8
10	水質検査の結果評価と計画見直し	8
11	水質検査の精度管理と信頼性確保	9
12	関係機関との連携	9

別表 1 検査頻度一覧

別表 2 基準値及び項目説明

1 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するための水質検査を、以下の基本的な方針に従い実施します。

- (1) 採水地点は、水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加えて、浄水場内の原水、ろ過水（高丘浄水場）沈殿水（錦多峰浄水場）、配水池及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等の検査、適切な水処理や水質管理に必要なその他の項目とします。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づき設定し検査を行います。法令の規定により検査の省略や回数を削減できる項目に関しても、年2回以上の検査を実施します。

2 水道事業の概要

- (1) 浄水場施設概要

令和6年度末（2024年度末）の浄水場施設概要等は、下表のとおりです。

項目	高丘浄水場		錦多峰浄水場
所在地	字高丘 101		字錦岡 330
通水年月	昭和 40 年 8 月		昭和 52 年 8 月
取水河川	幌内川	勇払川	錦多峰川
原水の種類	表流水		表流水
取水能力	8,100m ³ /日	40,000m ³ /日	40,000m ³ /日
処理方式	緩速ろ過		急速ろ過
浄水能力	44,500m ³ /日		36,000m ³ /日
使用薬品	(塩素剤)次亜塩素酸ナトリウム		(凝集剤)ポリ塩化アルミニウム (塩素剤)次亜塩素酸ナトリウム
非常用水源 (地下水)	高丘地下水 取水場 (字高丘 3-5) (8,000m ³ /日)	幌内ポンプ場 (字高丘 102) (4,000m ³ /日)	錦多峰地下水取水場 (字錦岡 330 番地) (2,000m ³ /日)

(2) 給水状況

令和6年度末（2024年度末）の給水状況等は、下表のとおりです。

項 目	状 況	項 目	状 況
計画給水人口	182,000 人	1 日最大配水量	53,328 m ³
給水区域内人口	164,238 人	1 日平均配水量	48,065 m ³
給 水 人 口	164,182 人	1 人 1 日最大配水量	323 L
普 及 率	99.97%	1 人 1 日平均配水量	293 L

3 水道水の状況

広大で豊かな自然に育まれた樽前山麓を源にし、水質的に恵まれた河川から取水している本市の浄水場では、適切な水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

なお、水道水において、使用薬品由来で留意すべき項目があります。

項 目	水 道 水
使用薬品由来で留意すべき項目	<ul style="list-style-type: none">・アルミニウム(凝集剤)・臭素酸(塩素剤に不純物として含有する可能性がある)・塩素酸(塩素剤を長期間貯蔵することで増加する可能性がある)

4 原水および非常用水源の状況

(1) 原水

水道の原水となる河川の上流域には、汚染源となる施設等はないですが、ごみ等の不法投棄による突発的な汚染事故が懸念されるほか、原水の留意事項や水質管理上留意すべき項目があります。

項目	幌内川	勇払川	錦多峰川
原水の留意事項	・降雨等の濁水流入	・降雨等の濁水流入	・降雨等の濁水流入 ・藻類の発生
水質管理上留意すべき項目	・色度 ・濁度 ・ヒ素	・色度 ・濁度 ・ヒ素	・色度 ・濁度 ・pH値 ・ホウ素 ・マンガン

(2) 非常用水源

樽前山は山麓に広がる森林から豊かな水資源を与えてくれますが、山頂に世界的に珍しい溶岩ドームを抱く活火山として地震や噴火の危険も有しています。

このような自然環境から、災害時の水道施設の使用不能に備え、非常用水源として地下水を取水できる施設を3か所設置しています。

なお、非常用水源の留意事項や水質管理上留意すべき項目があります。

項目	高丘地下水	幌内地下水	錦多峰地下水
非常用水源の留意事項	・周辺環境及び地下水の汚染	・周辺環境及び地下水の汚染	・周辺環境及び地下水の汚染
水質管理上留意すべき項目	・pH値 ・ヒ素	・pH値 ・ヒ素	・pH値 ・ヒ素

5 採水地点

(1) 給水栓(蛇口)

毎月行う検査は8か所、毎日行う検査(色及び濁り並びに消毒の残留効果)は2か所で行います。

毎月行う検査			
高丘浄水場系		錦多峰浄水場系	
名称	所在地	名称	所在地
柏原北検水栓	柏原 49	別々増圧ポンプ所	樽前 96-1
勇払下水処理センター	勇払 166-2	アルテン検水栓	樽前 421
植苗ポンプ場	植苗 35-49	覚生橋検水栓	錦岡 覚生橋横
公設地方卸売市場	港町 2 丁目 2	道路管理事務所	糸井 402-4

毎日行う検査			
高丘浄水場系		錦多峰浄水場系	
名称	所在地	名称	所在地
植苗ポンプ場	植苗 35-49	別々増圧ポンプ所	樽前 96-1

(2) 浄水場内

適切に水処理等が行われていることを確認するために、浄水場の原水、沈殿水、ろ過水及び配水池の検査を行います。

(3) 水源

水源の水質は、安全で良質な水道水を供給するための水処理に影響を与えるため、取水河川である幌内川、勇払川、錦多峰川で検査を行います。また、非常用水源である高丘地下水、幌内地下水、錦多峰地下水についても検査を行います。

6 水質検査項目および検査頻度

(1) 水質検査項目 ※別表 1-1 および 1-2 を参照

① 給水栓(蛇口)

給水栓は、水質基準に関する省令に定められている 51 項目を全て検査し、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査も法令どおり行います。

水質管理目標設定項目は、二酸化塩素など監視の必要のない項目を除き、検査を行います。

② 浄水場内

原水、沈殿水、ろ過水及び配水池は、水質基準項目の全項目を検査します。ただし塩素消毒をしていない水は、消毒副生成物及び味の検査を実施しません。

水質管理目標設定項目は、二酸化塩素など監視の必要のない項目を除き、適切な水処理や水質管理に必要な項目の検査を行い、原水はクリプトスポリジウム等の検査も行います。

その他項目は、適切な水処理及び水質管理に必要な項目の検査を行います。

③ 水源

水源は、水質基準項目の全項目を検査します。ただし、消毒副生成物及び味の検査は実施しません。

水質管理目標設定項目は、二酸化塩素など監視の必要のない項目を除き、適切な水処理や水質管理に必要な項目の検査を行います。

その他項目は、適切な水処理及び水質管理に必要な項目の検査を行います。

(2) 検査頻度 ※別表 1-1 および 1-2 を参照

① 1日1回以上行う検査(毎日検査)

色及び濁り並びに消毒の残留効果については、自動測定装置により 24 時間連続で検査を行います。

② 1か月に1回以上行う検査(毎月検査)

水質基準に関する省令に定められている51項目のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等(全有機炭素TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目については1か月に1回以上の検査を行います。また、臭気物質のジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、藻類の発生時期を中心に年6回以上の検査を行います。

③ 3か月に1回以上行う検査(全項目検査)

水道法施行規則第15条第1項第三号ハの規定により、過去3年間の検査結果の最大値から検査頻度を減らせる項目は下表のとおりです。

ただし、1ページ「1 基本方針」より検査頻度を3年に1回まで減らせる項目や省略ができる項目であっても、年2回以上の検査を行います。

項目	基準値 [mg/L]	過去3年間 最大値 R4～R6	基準値 に対する 割合	法施行規 則による 検査頻度 の減	本市 検査回数	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	< 0.0003	0%	1回/3年	2回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005	< 0.00005	0%	1回/3年	2回/年
5	セレン及びその化合物	0.01	< 0.001	0%	1回/3年	2回/年
6	鉛及びその化合物	0.01	< 0.001	0%	1回/3年	2回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.003	30%	不可	4回/年
8	六価クロム化合物	0.02	< 0.002	0%	1回/3年	2回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04	< 0.004	0%	1回/3年	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.70	7%	1回/3年	4回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	9%	1回/3年	4回/年
13	ホウ素及びその化合物	1	0.34	34%	不可	4回/年
14	四塩化炭素	0.002	< 0.0002	0%	1回/3年	2回/年
15	1, 4 -ジオキサン	0.05	< 0.005	0%	1回/3年	2回/年
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	< 0.004	0%	1回/3年	2回/年
17	ジクロロメタン	0.02	< 0.002	0%	1回/3年	2回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01	< 0.001	0%	1回/3年	2回/年
19	トリクロロエチレン	0.01	< 0.001	0%	1回/3年	2回/年
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	-	-	不可	4回/年
21	ベンゼン	0.01	< 0.001	0%	1回/3年	2回/年
33	亜鉛及びその化合物	1	0.02	2%	1回/3年	2回/年
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.08	40%	不可	12回/年
35	鉄及びその化合物	0.3	0.08	27%	不可	4回/年
36	銅及びその化合物	1	< 0.1	0%	1回/3年	2回/年
37	ナトリウム及びその化合物	200	19.8	10%	1回/3年	2回/年
38	マンガン及びその化合物	0.05	< 0.005	0%	1回/3年	4回/年
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300	69	23%	不可	4回/年
41	蒸発残留物	500	190	38%	不可	4回/年
42	陰イオン界面活性剤	0.2	< 0.02	0%	1回/3年	2回/年
45	非イオン界面活性剤	0.02	< 0.002	0%	1回/3年	2回/年
46	フェノール類	0.005	< 0.0005	0%	1回/3年	2回/年

④ 水質管理目標設定項目

適切な水処理や水質管理に必要な項目を、給水栓、水源、原水、ろ過水、沈殿水、配水池で、検査を年1回以上行います。水源上流域に農薬を使用する施設等はないですが、近傍にゴルフ場が点在することから、水源で安全を確認するため農薬等の検査も行います。

⑤ クリプトスポリジウム等検査

クリプトスポリジウム及びジアルジア（以下、「クリプトスポリジウム等」）は、原水の検査を年4回以上行います。また指標菌は、水源の検査を年4回以上、原水の検査を月1回以上行います。

⑥ その他項目

適切な水処理や水質管理に必要なその他項目は、必要に応じた頻度で検査を行います。

(3) 検査時期

年2回の項目は夏季と冬季に、年4回の項目は春季、夏季、秋季、冬季に、検査を行います。

7 臨時の水質検査

(1) 水質検査の方法

臨時の水質検査は、水道水が次のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 送配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑤ その他特に必要があると認められるとき。

(2) 水質検査項目

臨時の水質検査は、水質異常等の状況に応じた項目について検査を行います。

8 水質検査の方法と体制

(1) 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム等については、厚生労働省健康局水道課長通知の「水質管理目標設定項目の検査方法」と「水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための試験方法」、その他の項目は日本水道協会作成の上水試験方法等により行います。

(2) 水質検査の体制

水質検査は、上下水道部錦多峰浄水場水質検査係で行います。ただし、PFOS 及び PFOA については、水道法に基づき、環境大臣の登録を受けた「登録水質検査機関」に委託して行います。

9 水質検査の結果と計画の公表

水質検査結果及び水質検査計画は、上下水道部のホームページで公表します。

10 水質検査の結果評価と計画見直し

水質検査結果の評価は、検査地点ごとの検査結果を水質基準値等と比較して行います。水質検査計画は、水質検査結果の評価や皆様からのご意見などを参考にして毎年見直しを行います。

お問い合わせ、ご意見がありましたら下記連絡先までお寄せ下さい。

連絡先

苫小牧市 上下水道部 錦多峰浄水場 水質検査係

郵便番号 059-1275 苫小牧市字錦岡 330 番地

電話 0144-67-1153

FAX 0144-67-1154

メール su-nisitappu@city.tomakomai.hokkaido.jp

11 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、高い精度と信頼性が求められています。正確で信頼される水質検査を行うため、上下水道部で定めた精度管理規定を実施するとともに、環境省及び北海道水道水質管理協議会が実施する外部精度管理に積極的に参加して、検査結果の精度向上と信頼性の確保に努めます。

12 関連機関との連携

水道水の安全確保のため、河川管理者や関係部局等と情報交換を行い、水質異常時においても即時に対応できる体制を整備し、市民のみなさまが常に安心して水道水を飲めるように努めます。

検査頻度一覧

基準項目

項目	頻度(年間)						法定義務 給水栓
	水源	原水	ろ過水	沈殿水	配水池		
	1 一般細菌	12	12	12	12	12	12
2 大腸菌	12	12	12	12	12	12	
3 カドミウム及びその化合物	2	2	2	2	2	2	
4 水銀及びその化合物	1	2	1	1	1	2	
5 セレン及びその化合物	2	2	2	2	2	2	
6 鉛及びその化合物	2	2	2	2	2	2	
7 ヒ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	
8 六価クロム化合物	2	2	2	2	2	2	
9 亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	1	1	1	4	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	
12 フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	
13 ホウ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	
14 四塩化炭素	1	2	1	1	1	2	
15 1,4-ジオキサン	1	2	1	1	1	2	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	2	1	1	1	2	
17 ジクロロメタン	1	2	1	1	1	2	
18 テトラクロロエチレン	1	2	1	1	1	2	
19 トリクロロエチレン	1	2	1	1	1	2	
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		1				4	
21 ベンゼン	1	2	1	1	1	2	
22 塩素酸					4	4	
23 クロロ酢酸					4	4	
24 クロロホルム					4	4	
25 ジクロロ酢酸					4	4	
26 ジブromokロロメタン					4	4	
27 臭素酸					4	4	
28 総トリハロメタン					4	4	
29 トリクロロ酢酸					4	4	
30 ブロモジクロロメタン					4	4	
31 ブロモホルム					4	4	
32 ホルムアルデヒド					4	4	
33 亜鉛及びその化合物	2	2	2	2	2	2	
34 アルミニウム及びその化合物	12	12	12	12	12	12	
35 鉄及びその化合物	4	4	4	4	4	4	
36 銅及びその化合物	2	2	2	2	2	2	
37 ナトリウム及びその化合物	2	2	2	2	2	2	
38 マンガン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	
39 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	4	
41 蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	
42 陰イオン界面活性剤	1	2	1	1	1	2	
43 ジェオスミン	1	6	1	1	1	6	
44 2-メチルイソボルネオール	1	6	1	1	1	6	
45 非イオン界面活性剤	1	2	1	1	1	2	
46 フェノール類	1	2	1	1	1	2	
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	
48 pH値	12	12	12	12	12	12	
49 味					12	12	
50 臭気	12	12	12	12	12	12	
51 色度	12	12	12	12	12	12	
52 濁度	12	12	12	12	12	12	

※一部の項目は、水道法施行規則第15条第1項第三号ハの規定により、検査頻度を減らす。

毎日検査項目

項目	頻度(年間)						水質計 連続測定
	水源	原水	ろ過水	沈殿水	配水池	給水栓	
1 色							
2 濁り							
3 消毒の残留効果(残留塩素)							

※毎日検査項目は、高丘浄水場系給水栓の植苗ポンプ場、錦多峰浄水場系給水栓の別々増圧ポンプ所の2か所で行う。

検査頻度一覧

水質管理目標設定項目

項目	頻度(年間)					
	水源	原水	ろ過水	沈殿水	配水池	給水栓
1 アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	1
2 ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	1
3 ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1	1
5 1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	1
8 トルエン	1	1	1	1	1	1
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	1
10 亜塩素酸					1	1
12 二酸化塩素						
13 ジクロロアセトニトリル					1	1
14 抱水クロラール					1	1
15 農薬類	1					
16 残留塩素					衛生上必要な措置項目	
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	基準項目					
18 マンガン及びその化合物	基準項目					
19 遊離炭酸	1	1	1	1	1	1
20 1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1
21 メチル-t-ブチルエーテル	1	1	1	1	1	1
22 有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	基準項目					
23 臭気強度(TON)	1	1	1	1	1	1
24 蒸発残留物	基準項目					
25 濁度	基準項目					
26 pH値	基準項目					
27 腐食性(ランゲリア指数)	1	1			1	1
28 従属栄養細菌					4	4
29 1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
30 アルミニウム及びその化合物	基準項目					

※4番6番7番11番は欠番。12番の二酸化塩素は、浄水場で使用していないため、検査を実施しない。

※31番は、取水場上流周辺に発生源が存在せず、検出のおそれが少ないため検査を実施しない。

クリプトスポリジウム等検査

項目	頻度(年間)					
	水源	原水	ろ過水	沈殿水	配水池	給水栓
1 大腸菌	基準項目					
2 ウェルシュ菌芽胞	4	12				
3 クリプトスポリジウム等		4				
4 濁度(高感度)			12	12	12	12

その他項目

項目	頻度(年間)					
	水源	原水	ろ過水	沈殿水	配水池	給水栓
1 気温	12	12				
2 水温	12	12	12	12	12	12
3 電気伝導率	12	12	12	12	12	12
4 アルカリ度	12	12	12	12	12	12
5 溶性ケイ酸	4	4	4	4	4	4
6 硫酸イオン	4	4	4	4	4	4
7 紫外線吸光度	12	12	12	12	12	12
8 アンモニア態窒素	12	12	12	12		
9 全窒素	4	4	4	4		
10 塩素要求量	4	4	4	4		
11 カルシウム	4	4	4	4	4	4
12 マグネシウム	4	4	4	4	4	4

衛生上必要な措置(残留塩素の測定)

項目	頻度(年間)					
	水源	原水	ろ過水	沈殿水	配水池	給水栓
1 残留塩素					12	12

基準値 及び 項目説明

基準項目

区分	項目	基準値	説明
病原生物による汚染の指標	1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	水道水で多数検出された場合は、塩素消毒の不備や汚染水の混入が疑われ、病原性生物に汚染されている可能性がある。
	2 大腸菌	検出されないこと	水道水で検出された場合は、塩素消毒の不備や汚染水の混入が疑われ、病原性生物に汚染されている可能性がある。
無機物・重金属	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	イタイイタイ病の原因物質といわれ、自然界には微量ながら亜鉛とともに広く存在する。
	4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	水銀ランプ、寒暖計等に使用され、メチル水銀は、水俣病の原因物質である。
	5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	天然には、重金属の硫化物やイオウの鉱床に含有され、半導体等に使用されている。
	6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	水道水中の鉛は、多くの場合、使用している鉛管からの溶出によるもので、本市では鉛管を使用していない。
	7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	環境中に広く存在し、土壌や地下水、地表水に極微量含まれていることがある。
	8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	一般にクロムの溶解度は低く、自然水中にはほとんど検出されない。検出された場合は工場排水等による汚染が疑われる。
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	赤血球中のヘモグロビンと反応して、酸素運搬機能を阻害する。
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	自然水中にはほとんど存在せず、シアン化合物を含んだ工場排水等の混入により検出される。
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	水や土壌中の有機物の分解により生成するが生活排水に由来する場合もあり、多いと乳幼児に影響を与えることがある。
	12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	水中のフッ素は主に地質に由来するが、工場排水の混入によることもある。多いと斑状歯症状を起こすことがある。
	13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	火山地帯の地下水や温泉水に含まれることがある。
一般有機物	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	揮発性の有機化合物で、地表水(河川水等)を汚染しても比較的容易に大気中に揮散する。土壌をとおして地下水を汚染すると地下に閉じ込められ、長い間汚染が継続する。
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L以下	令和8年4月に水津基準値として設定された。耐熱性や耐薬品性に優れ、撥水剤や泡消火剤として幅広く使用されている。
21 ベンゼン	0.01mg/L以下	揮発性の有機化合物で、地表水(河川水等)を汚染しても比較的容易に大気中に揮散する。土壌をとおして地下水を汚染すると地下に閉じ込められ、長い間汚染が継続する。	
消毒副生成物	22 塩素酸	0.6mg/L以下	臭素酸は、水をオゾン処理することにより水中の有機物と反応し生成するが、本市では、オゾンを使用していない。また、臭素酸は塩素消毒するための塩素剤である次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含まれることがある。塩素酸も塩素消毒するための塩素剤である次亜塩素酸ナトリウムを高温で長期間貯留すると増加することがある。その他の物質は、水道水を塩素処理することにより、水中の有機物と塩素が反応して生成するものである。クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの量の総和を総トリハロメタンという。
	23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
	24 クロロホルム	0.06mg/L以下	
	25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
	27 臭素酸	0.01mg/L以下	
	28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	30 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
	31 プロモホルム	0.09mg/L以下	
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	

基準値・規則 及び 項目説明

基準項目

区分	項目	基準値	説明
着色	33 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下	亜鉛メッキの給水管から溶出する。濃度が基準値を超えると白濁したり、お茶の味を損なったりする。
	34 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下	多くの浄水場では、アルミニウム系の水処理薬品を使用している。ほとんど浄水場で除去されるが、多量に含まれると白濁の原因になる。
	35 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下	水道管からの錆が多量に含まれると赤水の原因となり、金気臭がつき、布地などを着色する。
	36 銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下	銅製の給水管から溶出し、多量に含まれると金属味がつく。石鹼や垢などに含まれる物質と反応しタオルや器物を青くする。
味	37 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下	広く自然界に分布するが、温泉地や地質に由来し高濃度になることもある。多量に含まれると水の味を損なう。
着色	38 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下	自然水のマンガンは、主に地質に由来し、微量でも消毒用の塩素に酸化され、元のマンガンの濃度の300~400倍の色度となることがある。配水管等に付着したマンガンを剥離して黒水の原因にもなる。
味	39 塩化物イオン	200mg/L以下	自然界に多少存在するが、温泉水や生活排水の混入により高濃度になると、味を損なう。
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	ミネラル分のことで、多量に含まれると味を損ない、石鹼の泡立ちが悪くなる。
	41 蒸発残留物	500mg/L以下	水の中に溶けている物質の総量である。
発泡	42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	合成洗剤のひとつで、泡立つ濃度を考慮して、基準が定められている。
カビ臭	43 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭の原因物質である。ジェオスミンはカビ臭、2-メチルイソボルネオールは墨汁臭を発する。
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	
発泡	45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	合成洗剤のひとつで、泡立つ濃度を考慮して、基準が定められている。
臭気	46 フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L以下	アスファルト舗装上を流れた雨水等に含まれることがあり、微量でも消毒用の塩素と反応し、水道水に異臭を与える。
味	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	有機物汚染の指標で、多量に含まれると水の味を損なう。
基礎的性状	48 pH値	5.8以上8.6以下	酸性、アルカリ性を示す指標で、pH7が中性である。
	49 味	異常でないこと	塩素消毒による臭味は異常ではない。
	50 臭気	異常でないこと	
	51 色度	5度以下	水の色を示す指標で、肉眼でほとんど無色と認める限度である。
	52 濁度	2度以下	水の濁りの程度を示す指標で、肉眼でほとんど透明と認める限度である。

毎日検査項目

区分	項目	規則	説明
1日1回の 定期検査	1 色	異常でないこと	水道水の外観上の異常の有無を確認する。
	2 濁り	異常でないこと	
	3 消毒の残留効果	0.1mg/L以上	蛇口で、遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持するように塩素消毒することが義務付けられている。(ただし、結合残留塩素の場合は、0.4mg/L)

目標値 及び 項目説明

水質管理目標設定項目

区分	項目	目標値	説明
無機物・重金属	1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	半導体材料、鉛・錫などとの合金などに使用され、天然水中にはほとんど存在しない。
	2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	天然に存在する放射性元素で、極微量ではあるが岩石や海水中に広く分布している。
	3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	天然水中に存在することはまれで、工場排水やニッケルめっきの溶出などから混入することがある。
一般有機物	5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	揮発性の有機化合物で、地表水(河川水等)を汚染しても比較的容易に大気中に揮散する。土壌をとおして地下水を汚染すると地下に閉じ込められ、長い間汚染が継続する。
	8 トルエン	0.4mg/L以下	
	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	プラスチック製品に柔軟性を持たせる可塑剤として使用されている。
消毒副生成物	10 亜塩素酸	0.6mg/L以下	亜塩素酸と二酸化塩素は、消毒剤が分解して生成される物質である。本市では、二酸化塩素は使用していないので検査は実施しない。
消毒剤	12 二酸化塩素	0.6mg/L以下	
消毒副生成物	13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	水道水を塩素消毒することにより、水中の有機物と塩素が反応して生成する物質である。
	14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	
農薬	15 農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	殺菌剤、殺虫剤、除草剤など115種類の農薬が検査対象になっている。目標値は各農薬の検出値と目標値の比の和である。本市では17項目を検査する。
臭気	16 残留塩素	1mg/L以下	水にカルキ臭(塩素臭)を与え、濃度が高いと水の味を損なう。0.4mg/L以下がおいしい水の要件である。
味	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	基準項目と同じ。より質の高い水道水の供給を目指す上での目標値である。10~100mg/Lがおいしい水の要件である。
着色	18 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	基準項目と同じ。より質の高い水道水の供給を目指す上での目標値である。
味	19 遊離炭酸	20mg/L以下	水にさわやかな味を与える。多いと刺激が強くなる。3~30mg/Lがおいしい水の要件である。
	20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	特有の甘い臭いがあり、金属の洗浄、ドライクリーニングに使用され、オゾン層破壊物質として生産中止となった。
	21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン価向上剤、アンチノック剤などとして使用される。水道水に混入すると、不快な臭いと味がする。
	22 有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	多量に含まれると水の味を損なう。塩素と反応してトリハロメタンなどを生成する。3mg/L以下がおいしい水の要件である。
臭気	23 臭気強度(TON)	3以下	臭気が感知できなくなるまでの水の希釈倍率で、臭いの強さを示す。3以下がおいしい水の要件である。
味	24 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	基準項目と同じ。より質の高い水道水の供給を目指す上での目標値である。30~200mg/Lがおいしい水の要件である。
基礎的性状	25 濁度	1度以下	基準項目と同じ。より質の高い水道水の供給を目指す上での目標値である。浄水場では0.1度以下で管理している。
腐食	26 pH値	7.5程度	基準項目と同じ。より質の高い水道水の供給を目指す上での目標値である。7.5程度で金属の腐食防止に有効である。
	27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	水道水が金属やコンクリートを腐食させる程度を知る目安である。-1以上であれば防食効果が期待できる。
水道施設の健全性の指標	28 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	浄水処理及び消毒過程における細菌の除去性や給配水系統内の水の清浄度の劣化を表す指標として有用である。
一般有機物	29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	揮発性の有機化合物で、地表水(河川水等)を汚染しても比較的容易に大気中に揮散する。土壌をとおして地下水を汚染すると地下に閉じ込められ、長い間汚染が継続する。
着色	30 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	基準項目と同じ。より質の高い水道水の供給を目指す上での目標値である。

※4番6番7番11番は欠番。

指針値・基準値 及び 項目説明

クリプトスポリジウム等検査

区分	項目		指針値	説明
耐塩素性病原生物による汚染の指標	1	大腸菌	-	クリプトスポリジウム汚染監視指標菌である。
	2	ウェルシュ菌芽胞	-	クリプトスポリジウム汚染監視指標菌である。動物の腸内、し尿処理設備など酸素が消失した(嫌気性)条件で増殖する。
	3	クリプトスポリジウム等	検出されないこと	塩素消毒に耐性があるクリプトスポリジウム及びジアルジアを表す。水処理が不十分であると、ろ過水に漏出する恐れがある。感染すると腹痛や下痢の症状を起こす。
	4	濁度(高感度)	0.1度以下	クリプトスポリジウム等対策指針で定められた、浄水場ろ過池出口で濁度0.1度以下を確認するために、レーザー粒子計測法による高感度濁度計を用いて測定する。

その他項目

区分	項目		単位	説明
—	1	気温	°C	-
基礎的性状	2	水温	°C	水の基本的な性状で、地表水の水温は気温の影響を受けやすい。20°C以下がおいしい水の要件である。
	3	電気伝導率	mS/m	水中に溶けているイオン量の指標である。硬度や蒸発残留物と相関があり、迅速に測定できる。
水処理の指標	4	アルカリ度	mg/L	水中のアルカリ分を炭酸カルシウム量で表したもので、薬品(凝集剤)による浄水処理にはアルカリ分が必要である。
無機物	5	溶性ケイ酸	mg/L	日本の水はケイ酸が多いのが特徴で、硬度が低く、アルカリ度の高い水に多く含まれ、特に火山地帯の水に多く含まれる。
	6	硫酸イオン	mg/L	水中に溶けている硫酸塩中の硫酸イオンである。200~500mg/L以上で味を悪くする。
水処理の指標	7	紫外線吸光度	ABS	生物化学的には難分解性有機物の指標である。
汚濁の指標	8	アンモニア態窒素	mg/L	アンモニア態窒素は、比較的近い時点でのし尿汚染発生の指標となる。塩素使用量の増加やカルキ臭の原因となる。
	9	全窒素	mg/L	水中の無機及び有機性の窒素化合物中の窒素量である。
水処理の指標	10	塩素要求量	mg/L	塩素注入し一定時間後に遊離残留塩素が0.1mg/L保持するために必要な塩素の量である。
無機物	11	カルシウム	mg/L	水質基準項目の硬度を求める元素である。多量に含まれると味を損ない、石鹼の泡立ちが悪くなる。
	12	マグネシウム	mg/L	水質基準項目の硬度を求める元素である。多量に含まれると味を損ない、石鹼の泡立ちが悪くなる。

衛生上必要な措置

区分	項目		基準値	説明
塩素消毒	1	残留塩素	0.1mg/L以上	蛇口で、遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持するように塩素消毒することが義務付けられている。(ただし、結合残留塩素の場合は、0.4mg/L)